

## ○建設コンサルタント業務等の一般競争入札方式の実施の運用について

平成23年5月30日経法発第12号 事事発第10号 副理事長から各所属長あて
--

〔沿革〕 平成26年1月20日経法発第62号、事事発第46号改正  
平成26年4月4日経法発第1-2号改正  
平成28年3月18日経企発第45号、事事発第16号改正  
平成29年6月30日経企発第16号、事事発第8号改正  
平成31年2月28日経総発第29号改正  
平成31年3月20日経企発第29号、事事発第29号改正  
令和元年8月20日経企発第19号改正  
令和2年3月27日経企発第35号、事事発第26号改正  
令和4年1月26日経会発第107号改正  
令和4年3月31日経総発第43号、事事発第22号改正  
令和6年3月22日経総発第32号改正  
令和6年3月28日経企発第26号、事技発第63号改正  
令和8年3月23日経企発第23号  
令和8年3月30日経企発第30号  
令和8年3月31日経企発第33号

建設コンサルタント業務等の一般競争入札方式の実施については、「建設コンサルタント業務等の一般競争入札方式の実施について」（平成23年5月30日付経法発第11号・事事発第9号。下記において「理事長通達」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

## 記

## 1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、別紙1 に示す標準的日数を参考とすること。

## 2 削除

（平成28経企45、事事16・削除）

## 3 参加資格の内容

- (1) 理事長通達記の3(1)⑤に定める「同種業務」及び3(1)⑧に定める「当該業務地等」の範囲については、契約職が入札・契約手続運営委員会の議を経て決定する。
- (2) 理事長通達記の3(1)⑨その他契約職が必要と認める事項とは、過去の業務の成績評定により競争入札参加が制限される対象案件となること、特殊処理法に係る実績を求められること等当該業務案件の参加資格として必要となるものをいう。

## 4 入札公告

- (1) 公告は、別紙2の標準公告例による。
- (2) 東日本支社においては東日本支社長が契約する全ての案件を、西日本支社においては西日本支社長が契約する全ての案件をインターネットによる閲覧に供す

ることにより公示する。

(平成31経総29・一部改正)

#### 5 入札説明書の交付

入札説明書は、別紙3の標準入札説明書例による。  
(平成26経法62、事事46、平成28経企45、事事16・一部改正)

#### 6 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について

- (1) 理事長通達記の6の競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料並びに同記の8の競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (2) 理事長通達記の6(2)による提出期限の設定に当たっては、別紙1の標準的日数を参考の上、その提出に必要な日数を確保すること。

#### 7 競争参加資格がないと認めた理由の説明の要求があった場合等における入札の執行の延期

理事長通達記の9(1)による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、インターネットによる閲覧に供することにより、別紙4の入札公告の訂正の記載例に従い公告すること。

また、「談合情報対応マニュアル」(平成15年6月17日付経契発第33号の別添2)第2の1(2)③による入札の延期(「談合疑義事実処理マニュアル」(平成15年6月17日付経契発第33号の別添3)第2において準用する場合を含む。)についても同様に行うこと。

### 附 則

この通達は、平成23年6月1日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(平成26年1月20日経法発第62号、事事発第46号)

この通達は、平成26年1月20日から適用するものとし、平成26年1月20日以後に契約を締結し、平成26年3月31日までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

**附 則**(平成26年4月4日経法発第1-2号)

この通達は、平成26年4月4日以降に公告を行うものから適用する。

ただし、副担当者の配置に関する規定は、平成26年7月1日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(平成28年3月18日経企発第45号、事事発第16号)

- 1 この改正通達は、平成28年4月1日以降に公告を行うものから適用する。
- 2 建設コンサルタント業務等における一般競争入札(特定案件)の実施の運用について(平成23年経法発第10号、事事発第8号)は、廃止する。

**附 則**(平成29年6月30日経企発第16号、事事発第8号)

この改正通達は、平成29年6月30日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(平成31年2月28日経総発第29号)

この改正通達は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**(平成31年3月20日経企発第29号、事事発第29号)

この改正通達は、平成31年4月1日以降に公告を行うものから適用するものとし、同年10

月1日の前日(同年9月30日)までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

**附 則**(令和元年8月20日経企発第19号)

この改正通達は、令和元年7月1日から適用する。

**附 則**(令和2年3月27日経企発第35号、事事発第26号)

この改正通達は、令和2年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(令和4年1月26日経会発第107号)

この改正通達は、令和4年1月26日から適用する。

**附 則**(令和4年3月31日経総発第43号、事事発第22号)

この改正通達は、令和4年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(令和6年3月22日経総発第32号)

この通達は、令和6年3月22日から適用する。

**附 則**(令和6年3月28日経企発第26号、事技発第63号)

この改正通達は、令和6年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

**附 則**(令和8年3月23日経企発第23号)

この通達は、令和8年4月1日以降に公告するものから適用する。ただし、システムの変更等が必要な事項については、当該変更が完了するまでの間、なお従前の例による。

**附 則**(令和8年3月30日経企発第30号)

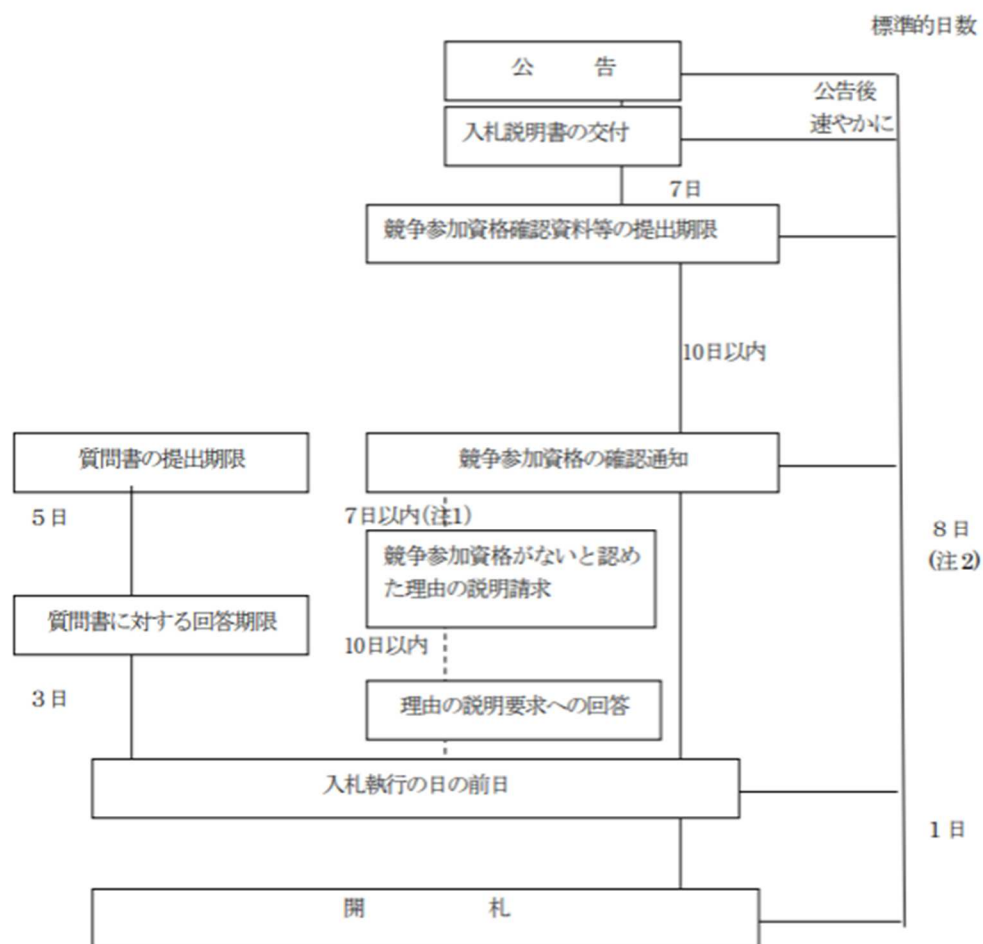
この通達は、令和8年4月1日から適用する。

**附 則**(令和8年3月31日経企発第33号)

この通達は、令和8年4月1日から適用する。

## 別紙 1 (平成28経企45、事事16・一部改正)

## 一般競争入札方式の実施手順



(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

(注2) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期する。

**別紙2** (平成26経法62、事事46・平成26経法1-2、平成28経企45、事事16・令和2経企35、事事26・令和4経企107・令和4経総43、事事22・令和6経企26、事技63・一部改正)

入札公告(業務委託・電子入札対象案件)

次のとおり一般競争入札に付します。

年月日  
日本下水道事業団 契約職  
〇〇日本支社長 〇〇 〇〇

1. 業務の概要

- (1) 公告No. 〇〇実〇〇-〇〇〇
- (2) 業務名 〇〇年度〇〇市〇〇浄化センター実施設計業務委託
- (3) 業務内容 本業務は、〇〇年度〇〇浄化センター(全体計画日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日、排除方式:分流式)に係る実施設計を行うものである。

(対象業務)

基本設計 一式  
詳細設計(新設) 一式  
・流入渠、沈砂池・ポンプ室、流出渠、吐口  
・場内整備

ただし、対象業務は予定であり、変更されることがある。

(今回対象業務)

基本設計 一式 (今回設計対象日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日)  
詳細設計(新設)一部 (今回設計対象日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日)  
・流入渠、沈砂池・ポンプ室、流出渠、吐口

- (4) 履行期間 〇〇年度～〇〇年度(予定)  
(今回対象業務 契約締結日の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで)
- (5) 業務地名 〇〇県〇〇市〇〇町地内
- (6) 必要職種 土木、建築、機械、電気  
(今回対象業務 土木、建築、機械、電気)
- (7) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における平成〇〇・〇〇年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものと限る(ただし、業務内容が地質調査業務のみの場合は建設コンサルタント業務を地質調査業務と読み替える。))の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書提出期限の日から開札の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約等に係る指名停止取扱要領(昭和59年7月2日付け経契発第13号)に基づく指名停止を「〇〇区域」において

受けていないこと。

- (5) 過去10年の間に、〇〇における〇〇において、〇〇が〇〇以上である〇〇業務の実績を有すること。参加表明者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者がこの業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有する者とみなす。また、平成〇〇年度に成績優良に関する事由に該当する者については「〇〇以上である〇〇業務の実績」を「〇〇以上である〇〇業務の実績」と読み替える優遇措置を行う。
- (6)【A】 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。)以下同じ。)の資格を有する者を保有すること。
  - ② 必要な各職種ごとに、〇〇の〇〇の〇〇について、7年以上の実務経験を有する技術者を保有し、かつ、過去3か年間に3ヶ所以上(日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術者を保有すること。
- (6)【B】 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。)以下同じ。)の資格を有する者を2名以上保有すること。
  - ② 必要な各職種ごとに、〇〇の〇〇の〇〇について、7年以上の実務経験を有する技術者を2名以上保有し、かつ、過去3か年間に3ヶ所以上(日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術者を保有すること。
- (7)【A】 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。
- ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として〇〇における〇〇の〇〇業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が平成〇年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
  - ② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。
 

ア) 技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者(建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者)であり、かつ過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、〇〇における〇〇の〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)の実務経験を有する者であること。

イ) 別紙により副担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。
  - ③ 照査技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者(建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者)であること。
  - ④ 管理技術者及び主な担当技術者(暫定担当技術者である者を除く。)については、管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務(契約金額 500万円以上の業務に限る。)が10件以下であること。
  - ⑤ 主な担当技術者(暫定担当技術者である者を除く。)は次の職種とする。
 

土木、建築、機械、電気
- (7)【B】次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。
- ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として〇〇における〇〇の〇〇業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が平成〇年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
  - ② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。
 

ア) 技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の〇〇に



上記期間の10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

・郵送又は託送による場合

提出期間中に必着のこと。ただし、提出期限日の前日の消印のものは有効とする。

- ② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を受けて紙入札方式による場合は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出することができ、その他の方法によるものは受け付けない。電子入札システムにより提出する場合においては、申請書等の合計ファイル容量がOMBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

(5) 入札書提出期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得たものは、紙により3(1)まで持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファックスによるものは認めない。

① 提出期間

・電子入札システムによる場合

○年○月○日(○)から○年○月○日(○)までの10時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

・紙入札による場合

○年○月○日(○)から○年○月○日(○)までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

提出場所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

日本下水道事業団 ○○日本支社事業部 契約課

②開札日時 平成○年○月○日(○)○○時○○分

③開札場所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

日本下水道事業団 ○○日本支社○○ 入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、競争参加資格申請書等の提出のないものとした入札及び日本下水道事業団一般競争入札心得(電子入札用)において記した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約職により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けているものその他の開札の時において2. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 落札者の決定方法

日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格を持って有効な入札をしたものを落札者とする。また、低

入札価格調査を実施する場合は資料提出等の協力を行うこと。

- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約(以下「関連業務」という。)を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有り。

この場合において、関連業務で配置する管理技術者は、原則として本業務で配置した管理技術者と同一でなければならない。ただし、本業務の成績表定点が60点未満の場合は、本業務で配置した管理技術者を関連業務の管理技術者とする事はできない。

- (8) 本業務は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において管理技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。
- (9) 本業務のうち次の職種は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において担当技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。

土木、建築、機械、電気

- (10) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ。

- (11) この公告に係る対象範囲の業務については、原則として管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。
- (12) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助者として副担当者を配置することができる。
- (13) 副担当者の資格要件は、別紙に示す。
- (14) 詳細は入札説明書による。

[注] 【A】は全体の契約予定金額が3億円以上の建設コンサルタント業務等契約(以下「大規模調達契約」という。)以外の契約に適用し、【B】は大規模調達契約に適用する。

## 1.用語の定義

別紙にいう「業務の種別」とは、計画設計業務、処理場若しくはポンプ場の実施設計業務、処理場若しくはポンプ場の長寿命化業務又は処理場若しくはポンプ場の耐震診断業務のいずれかの種別をいう。

## 2.副担当者の資格要件

技術士の資格を有する者又は3年以上の下水道事業若しくは下水道類似施設における設計、調査若しくは耐震診断のいずれかの業務に携わった経験を有する者(会社による証明が必要)で、かつ、日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」を受講し、修了証書を授与された者を、受講した年度を含む3年度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別を問わず、副担当者として必要職種ごとに1名配置することができる。

## 3.副担当者であった者を暫定担当技術者として配置するための要件

ア)からウ)までの要件を満たす業務に副担当者として3件以上従事した者(現に副担当者として配置することができる者に限る。)を、副担当者として担当した職種について、業務の種別ごとにそれぞれ同一年度に一業務まで、暫定的に配置する担当技術者(以下「暫定担当技術者」という。)として配置することができる。

ア)副担当者として配置された業務において、担当業務に関する重要な打合せ(日本下水道事業団及び委託団体との協議等)に必ず出席すること。

イ)副担当者として配置された業務において、関与していた業務の具体的な内容を会社が書面によって証明すること。

ウ)副担当者として配置された業務において、当該担当職種の担当技術者の成績評定点が60点以上であること。

## 4.暫定担当技術者として配置できなくなる場合

暫定担当技術者として従事した業務の種別のいずれかにおいて成績評定点が60点に満たない場合は、当該担当職種と同一の職種について暫定担当技術者として配置できなくなるものとする。なお、この場合、当該担当職種と同一の職種について副担当者としても配置することはできないものとする。

## 5.暫定担当技術者として配置できなくなった場合の取扱い

暫定担当技術者及び副担当者として配置することができなくなった者であっても、再度、日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」を受講し、修了証書を授与された者は、受講した年度を含む3年度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別を問わず、副担当者として必要職種ごとに1名配置することができる。

## 6.暫定担当技術者であった者を担当技術者として配置するための要件

暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が65点以上であった者は、当該担当職種と同一の職種における当該業務の種別と同一の業務について、当該年度を含め5年度の間に限り担当技術者として配置することができることとするとともに、入札公告2,(7)②ア)に示す担当技術者として3年以上の実務経験を有する者とみなす。ただし、暫定担当技術者として同一年度に従事した複数の業務の種別において、1つでも成績評定点が60点に満たない場合を除く。

## 7.暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が60点以上65点未満であった場合の取扱い

暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が60点以上65点未満の場合は、副担当者となるための日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」の修了証書を授与された年度を含む3度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別ごとにそれぞれ同一年度に一業務まで、暫定担当技術者として配置することができる。

**別紙3** (平成26経法62、事事46・平成26経法1-2、平成28経企45、事事16・平成31経企29、事事29・令和4経会107・令和6経総32・一部改正)

## 入札説明書

〇〇年度〇〇市〇〇浄化センター〇〇業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、日本下水道事業団会計規程等関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

2. 契約職 〇日本支社長 〇〇 〇〇

### 3. 業務概要

(1) 公告No. 〇〇実〇〇-〇〇〇

(2) 業務名 〇〇年度〇〇市〇〇浄化センター実施設計業務委託

(3) 業務内容 本業務は、〇〇年度〇〇浄化センター(全体計画日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日、排除方式：分流式)に係る実施設計を行うものである。

(対象業務)

基本設計 一式

詳細設計(新設) 一式

・流入渠、沈砂池・ポンプ室、流出渠、吐口

・場内整備

ただし、対象業務は予定であり、変更されることがある。

(今回対象業務)

基本設計 一式 (今回設計対象日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日)

詳細設計(新設) 一部 (今回設計対象日最大汚水量〇〇m<sup>3</sup>/日)

・流入渠、沈砂池・ポンプ室、流出渠、吐口

(4) 履行期間 〇〇年度～〇〇年度(予定)

(今回対象業務 契約締結日の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで)

(5) 業務地名 〇〇県〇〇市〇〇町地内

(6) 必要職種 土木、建築、機械、電気

(今回対象業務 土木、建築、機械、電気)

(7) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

### 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。

(2) 日本下水道事業団における平成〇〇・〇〇年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものと限る(ただし、業務内容が地質調査業務のみの場合は建設コンサルタント業務を地質調査業務と読み替える。))の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書提出期限の日から開札の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約等に係る指名停止取扱要領（昭和59年7月2日付け経契発第13号）に基づく指名停止を「〇〇区域」において受けていないこと。
- (5) 過去10年の間に、〇〇における〇〇において、〇〇が〇〇以上である〇〇業務の実績を有すること。参加表明者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者がこの業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有する者とみなす。また、平成〇〇年度に成績優良に関する事由に該当する者については「〇〇以上である〇〇業務の実績」を「〇〇以上である〇〇業務の実績」と読み替える優遇措置を行う。
- (6) 【A】 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
- ① 技術士（上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。)以下同じ。)の資格を有する者を保有すること。
  - ② 必要な各職種ごとに、〇〇の〇〇の〇〇について、7年以上の実務経験を有する技術職員を保有し、かつ、過去3ヵ年間に3ヶ所以上（日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。）の実務経験（補助としての業務経験を除く。）を有する技術者を保有すること。
- (6)【B】 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。)以下同じ。)の資格を有する者を2名以上保有すること。
  - ② 必要な各職種ごとに、〇〇の〇〇の〇〇について、7年以上の実務経験を有する技術者を2名以上保有し、かつ、過去3ヵ年間に3ヶ所以上(日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術者を保有すること。
- (7) 【A】 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。
- ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として〇〇における〇〇の〇〇業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が平成〇年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
  - ② 担当技術者（今回対象業務の必要職種ごとに配置）が、以下のア) 又はイ) のいずれかに該当する者であること。
    - ア) 技術士の資格を有する者又は**管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者**として3年以上の〇〇における〇〇の業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者（建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術士の資格を有する者又は**管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者**として3年以上の〇〇における〇〇の業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者）であり、かつ過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、〇〇における〇〇の〇〇の業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）の実務経験を有する者であること。
    - イ) 別紙により副担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。
  - ③ 照査技術者（今回対象業務の必要職種ごとに配置）が、技術士の資格を有する者又は**管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者**として7年以上の〇〇における〇〇の業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者（建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ**管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者**として7年以上の〇〇における〇〇の業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者）であること。
  - ④ 管理技術者及び主な担当技術者（暫定担当技術者である者を除く。）については、管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務（契約金額 500万円以上の業務に限る。）が10件以下であること。
  - ⑤ 主な担当技術者（暫定担当技術者である者を除く。）は次の職種とする。  
土木、建築、機械、電気
- (7)【B】 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。

① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として〇〇における〇〇の〇〇業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が平成〇年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。

② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。

ア) 技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者)であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、〇〇における〇〇の〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)の実務経験を有する者であること。

イ) 別紙により副担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。

③ 照査技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者(建築の職種にあつては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の〇〇における〇〇の業務(ただし、試験研究に関する調査を除く。)に係る実務経験を有する者)であること。

④ 管理技術者及び主な担当技術者(暫定担当技術者である者を除く。)については、管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務(契約金額 500万円以上の業務に限る。)が10件以下であること。

⑤ ④の主な担当技術者(暫定担当技術者である者を除く。)は次の職種とする。

土木、建築、機械、電気

(8) 〇〇地域において〇〇における〇〇の業務実績を有する者であること。入札参加希望者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者がこの業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有する者とみなす。(当該業務地の地域的特徴が顕著であり、業務上その特徴を考慮する必要があると契約職が入札・契約手続運営委員会の審議を経て決定した場合に限る。)

また、本年度が業務成績が優良であったことによる優遇措置の対象期間となっている者については、「〇〇の業務実績」を「△△の業務実績」と読み替える優遇措置を行う。

(9) 前年度に完了した業務に対する委託業務等成績評定表の総合評定点が55点未満であったこと、又は前々年度及び前年度に完了した〇日本支社の業務の設計等成績評定通知書において2年連続して同一の評価項目及び評価の視点に係る改善事項が通知されたことを事由として競争参加資格が制限された者について当該事由数が〇以上の者は、本案件における競争参加資格が無いものとする。

なお、本案件は、本年度の競争参加を制限される対象案件の〇回目である。

5. 担当部局 日本下水道事業団 〇〇日本支社事業部契約課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

Tel 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 Fax 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、次により、競争参加資格確認申請書等を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

競争参加資格確認申請書を提出することができる者は、提出する時において、4. 1) (2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。なお、提出期限までに競争参加資格確認申請書等が提出場所に提出されなかった者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできない。

① 提出方法： 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)持参又は郵送等によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

電子入札システムにより提出する場合であって、参加表明書の合計ファイル容量が〇MBを越える場合には、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載した電子ファイル（電子入札運用基準別紙様式4-2）を送信するものとする。この場合、押印は不要とする。

- ・ 持参又は郵送等する旨の表示
- ・ 持参又は郵送等する書類の目録
- ・ 持参又は郵送等する書類のページ数
- ・ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

②ファイル形式： 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下のもの
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下のもの
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat 5.0 互換で作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式及びGIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

③提出期間： ・ 電子入札による場合

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) から平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

・ 紙入札方式による場合

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) から平成〇〇年〇〇月〇〇日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

④ ・ 電磁的方法による場合の提出先

メールアドレス、URL等

・ 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出先は、上記 5. に同じ。

(2) 競争参加資格確認申請書等は、別記様式1により作成すること。

(3) 競争参加資格確認申請書等は、別紙「競争参加資格確認資料(別記様式1)記載上の留意事項」に従い作成すること。

(4) 資料の右上に業務名と会社名を記載すること。業務名は「〇〇市実施設計」とすること。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は〇年〇月〇日 (〇) までに、原則として、電子入札システム（容量等の問題でやむを得ず紙提出となった場合を含む）により通知する。ただし、電子入札システムを使用しないと明記されているものについては、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）又は書面により通知する。

(6) その他

①持参又は郵送等する場合、競争参加資格確認申請書に代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「代表者等」という。）の記名のないものは受け付けない。

②競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。

④契約職は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

⑤提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑥競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 上記5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して書面により通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由。ただし、代表者等の記名を要する。)により説明を求めることができる。
- ①提出期限： 競争参加資格がない旨の通知をした日の翌日から起算して7日(日本下水道事業団就業規則(昭和48年3月5日付規程第5号)第9条に規定する事業団の休日(以下「休日」という。)を除く。)後の116時00分。
- ②提出場所： 上記5.に同じ。
- ③提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 契約職は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、日本下水道事業団の指定する様式により提出すること。
- ①提出期間： ○○年○月○日(○)から○○年○月○日(○)まで。  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
- ②提出先：電磁的方法による場合の提出先  
メールアドレス、URL等  
持参若しくは郵送等による場合の提出先  
上記5.に同じ。
- ③提出方法：電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出することができ、その他の方法によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ①期 間： ○○年○月○日(○)から○○年○月○日(○)まで。
- ②場 所： ○○○○○○○○

#### 9. 入札書提出期間及び開札の日時並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。

- (1) 入札書提出期間
- ① 電子入札システムによる場合  
平成○○年○月○日(○)10時00分から平成○○年○月○日(○)16時00分まで
- ② 紙入札方式による場合  
平成○○年○月○日(○)から平成○○年○月○日(○)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。  
提出場所： 〒○○○-○○○ ○○○○○○  
日本下水道事業団 ○○日本支社事業部 契約課  
電話○○-○○○○-○○○○
- (2) 開札日時 平成○○年○月○日(○)○○時○○分
- (3) 開札場所 〒○○○-○○○ ○○○○○○  
日本下水道事業団 ○○日本支社○○ 入札室

#### 10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封緘のうえ商号又は名称、所在地、あて名及び業務名を記載し持参又は郵送等により提出

すること。

また、第1回の入札に際し、内訳書添付フィールドに入札価格の内訳書を添付しなければ入札書を送信出来ないため、別記様式2を作成し、内訳書添付フィールドに添付すること（実際の内訳書を添付する必要は無い）。ファイル形式については、6（1）②のいずれかの形式で作成すること。ただし、紙入札による場合の提出は、不要とする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、入札において落札者の決定がない場合は最低入札価格を提示した者との随意契約に移行する。

#### 11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 12. 開札

開札は電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 13. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のないものを行った入札、競争参加資格確認書等に虚偽の記載をした者のした入札及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているものその他の開札の時に4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 14. 落札者の決定方法

日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。また、低入札価格調査を実施する場合は資料提出等の協力を行うこと。

#### 15. 手続における交渉の有無 無。

#### 16. 契約書作成の要否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。

#### 17. 支払条件

前払金 有。 部分払 ○回以内。

18. 火災保険付保の要否 否。
19. 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約（以下「関連契約」という。）を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。  
 この場合において、関連契約で配置する管理技術者は、原則として本業務で配置した管理技術者と同一でなければならない。ただし、本業務の成績評定点が60点未満の場合は、本業務で配置した管理技術者を関連契約の管理技術者とすることができない。
20. 当該業務は、今後に日本下水道事業団が公示する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。
21. 当該業務のうち、次の職種に関する業務は、今後に日本下水道事業団が公示する案件において担当技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りではない。  
 ■土木 ■建築 ■機械 ■電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。
22. 再苦情申立て  
 (1) 契約職からの競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。  
 (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間  
 ①受付窓口： 上記5. に同じ。  
 ②受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
23. 関連情報を入手するための照会窓口  
 上記5. に同じ。
24. その他  
 (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。  
 (2) 入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記10. (3)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記10. (3)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）を遵守すること。  
 (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格申請を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。  
 (4) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。  
 管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置技術者」という。）については、当該配置技術者の病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合を除き変更することができない。なお、配置技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる要件を満たし、かつ、変更前の配置技術者と同等以上の技術者を配置しなければならない。（公告の範囲における随意契約についても同様とする。）  
 (5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約が保留された場合においては、低入札価格調査のために下記の資料を提出し、低入札価格調査に協力しなければならない。  
 ①当該価格で入札した理由、必要に応じ入札価格の内訳  
 ②業務実施体制  
 ③手持ち業務の状況  
 ④配置技術者名簿  
 ⑤過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者

⑥経営内容

⑦信用状態

⑧その他必要な事項

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれや成果品の品質低下のおそれがあることから業務の遂行にあたっては社内照査を徹底させるとともに下記の内容を実施しなければならない。

①進捗状況や検討状況を管理するために毎月末に業務管理レポートを提出

②受注者が提出した実施工程表をもとに発注者（当該設計課長）が指示する時期に中間業務確認を受ける。

- (6) 入札書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 談合等不正行為があった場合の違約金等の有無 有 無
- (8) 本案件に引き続く随意契約がある場合の予定価格の積算については、今回入札の落札率が考慮される。
- (9) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。  
日本下水道事業団ホームページアドレス<http://www.jswa.go.jp/>
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。  
・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札ヘルプデスク  
電話 0570-021-777  
対応時間：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時30分まで。  
メールアドレス：Sys-e-CydeenASPHelp@hitachijoho.com  
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記6へ連絡すること。
- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (12) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

[注] **【A】** は大規模調達契約以外の契約に適用し、**【B】** は大規模調達契約に適用する。

## 1.用語の定義

別紙にいう「業務の種別」とは、計画設計業務、処理場若しくはポンプ場の実施設計業務、処理場若しくはポンプ場の長寿命化業務又は処理場若しくはポンプ場の耐震診断業務のいずれかの種別をいう。

## 2.副担当者の資格要件

技術士の資格を有する者又は3年以上の下水道事業若しくは下水道類似施設における設計、調査若しくは耐震診断のいずれかの業務に携わった経験を有する者(会社による証明が必要)で、かつ、日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」を受講し、修了証書を授与された者を、受講した年度を含む3年度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別を問わず、副担当者として必要職種ごとに1名配置することができる。

## 3.副担当者であった者を暫定担当技術者として配置するための要件

ア)からウ)までの要件を満たす業務に副担当者として3件以上従事した者(現に副担当者として配置することができる者に限る。)を、副担当者として担当した職種について、業務の種別ごとにそれぞれ同一年度に一業務まで、暫定的に配置する担当技術者(以下「暫定担当技術者」という。)として配置することができる。

ア)副担当者として配置された業務において、担当業務に関する重要な打合せ(日本下水道事業団及び委託団体との協議等)に必ず出席すること。

イ)副担当者として配置された業務において、関与していた業務の具体的な内容を会社が書面によって証明すること。

ウ)副担当者として配置された業務において、当該担当職種の担当技術者の成績評定点が60点以上であること。

## 4.暫定担当技術者として配置できなくなる場合

暫定担当技術者として従事した業務の種別のいずれかにおいて成績評定点が60点に満たない場合は、当該担当職種と同一の職種について暫定担当技術者として配置できなくなるものとする。なお、この場合、当該担当職種と同一の職種について副担当者としても配置することはできないものとする。

## 5.暫定担当技術者として配置できなくなった場合の取扱い

暫定担当技術者及び副担当者として配置することができなくなった者であっても、再度、日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」を受講し、修了証書を授与された者は、受講した年度を含む3年度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別を問わず、副担当者として必要職種ごとに1名配置することができる。

## 6.暫定担当技術者であった者を担当技術者として配置するための要件

暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が65点以上であった者は、当該担当職種と同一の職種における当該業務の種別と同一の業務について、当該年度を含め5年度の間に限り担当技術者として配置することができることとするとともに、入札公告2,(7)②ア)に示す担当技術者として3年以上の実務経験を有する者とみなす。ただし、暫定担当技術者として同一年度に従事した複数の業務の種別において、1つでも成績評定点が60点に満たない場合を除く。

## 7.暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が60点以上65点未満であった場合の取扱い

暫定担当技術者として従事した業務において成績評定点が60点以上65点未満の場合は、副担当者となるための日本下水道事業団研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース(土木、建築、機械、電気)」の修了証書を授与された年度を含む3度の間において、受講したコースの職種について、業務の種別ごとにそれぞれ同一年度に一業務まで、暫定担当技術者として配置することができる。

別記様式1 (平成26経法62、事事46・平成29経企16、事事8・令和元経企19・令6経総32・一部改正)

## 競争参加資格確認申請書

年 月 日

日本下水道事業団契約職  
○日本支社長 殿提出者  
住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名

年 月 日付で公告のありました下記業務に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当する者であること及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 業 務 名
- 2 履 行 期 限 年 月 日

受付No.	*	公示No.	
担当者所属・氏名		TEL	- -
		FAX	- -

## 競争参加資格確認申請書受付票

年 月 日

日本下水道事業団  
○日本支社事業部 契約課

受 付 印

公示No.	
業 務 名	
提出会社名	

\*は事業団で記入しますので空欄で提出して下さい。

## 競争参加資格確認資料

### 1 建設コンサルタント（下水道部門）の登録状況

登録番号	登録年月日
番号	年 月 日

### 2 保有する技術者数の状況

専門分野（職種）	技術者数	うち国家資格を有する技術者数
土木	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 名
建築	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 一級 建築士 名
機械	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 名
電気	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 名
水質・その他	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 名
合計	名	技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）） 一級 建築士 名

【注】1. 技術士は、技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。）

又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－下水道」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者をいう。

2. 一級建築士は、建築士法による一級建築士の免許を受けた者をいう。

3. 1人の技術者が2以上の専門分野（職種）に従事する場合は、主たる専門分野（職種）にのみ記載し、重複記載

はしないこと。

業務名	
会社名	

## 3 【A】 保有する技術者の同種業務の実務経験

土木	氏 名			
	<b>【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
	<b>【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
建築	氏 名			
	<b>【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
	<b>【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			

- 【注】 1. 【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に異なる年度で7件（同一箇所でも可）記載すること。
2. 【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に3箇所（同一箇所は不可）記載すること。
3. 入札説明書等に記載する必要職種についてのみ記載すること。
4. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

機械	氏 名			
	<b>【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
電気	氏 名			
	<b>【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
電気	<b>【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			
	<b>【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)			

- 【注】
1. 【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に異なる年度で7件（同一箇所でも可）記載すること。
  2. 【過去3年間に3箇所以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に3箇所（同一箇所は不可）記載すること。
  3. 入札説明書等に記載する必要職種についてのみ記載すること。
  4. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

## 3 【B】 保有する技術者の同種業務の実務経験

土木	氏名			
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)
	氏名			
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)
建築	氏名			
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)
	氏名			
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)
建築	氏名			
	【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)
	氏名			
	【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名)	(担当職務)	(発注者)

- 【注】 1. 【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、異なる年度で新しいものから順に7件（同一箇所でも可）記載すること。  
 2. 【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に3箇所（同一箇所は不可）記載すること。  
 3. 入札説明書等に記載された必要職種についてのみ記載すること。  
 4. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

機械	氏名	
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)
	氏名	
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)
	【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)
電気	氏名	
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)
	氏名	
	【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)
	【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】 (年度)	(業務名) (担当職務) (発注者)

- 【注】1. 【7年以上の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、異なる年度で新しいものから順に7件（同一箇所でも可）記載すること。
2. 【過去3年間の管理技術者又は担当技術者としての実務経験】は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、新しいものから順に3箇所（同一箇所は不可）記載すること。
3. 入札説明書等に記載された必要職種についてのみ記載すること。
4. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

[注] 【A】は大規模調達契約以外の契約に適用し、【B】は大規模調達契約に適用する。

業務名	
会社名	

## 4 過去10年間の同種業務の実績

業務分類				
業務名				
対象施設等規模及び種類				
発注者名 所在地				
契約金額		¥	¥	¥
履行期間	自	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	至	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
業務の概要				
技術的特徴				

【注】1. 「業務分類」は、以下のうち当該業務と同種の業務（案件ごとに入札説明書等で定義する業務）を記載すること。

①下水道計画設計業務 ②下水道終末処理場実施設計業務（OD法及びPOD法を除く。） ③同（OD法及びPOD法に限る。） ④下水道ポンプ場実施設計業務（汚水のみを除く。） ⑤同（汚水のみに限る。） ⑥下水道管渠実施設計業務（開削工法を除く。） ⑦同（開削工法に限る。） ⑧下水道等終末処理場及びポンプ場耐震診断業務 ⑨下水道等管渠耐震診断業務 ⑩下水道等終末処理場及びポンプ場再構築基本設計（実施計画）業務（改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。） ⑪下水道等管渠再構築基本設計（実施計画）業務（改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。） ⑫その他

2. 「対象施設等規模及び種類」は、下記のとおりそれぞれ記載すること。

処理場の場合…全体計画日最大水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）及び処理方式

ポンプ場の場合…全体計画時間最大水量（ $\text{m}^3/\text{秒}$ ）及び汚水・雨水・合流式の別

管渠の場合は内径（mm）及び延長（m）及び工法

計画設計業務の場合は対象面積（ $\text{ha}$ ）又は行政人口（人）と汚水・雨水・合流式の別

業務名	
会社名	

## 5 業務の実施体制

## (1) 管理技術者

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科)	実務経験年数	
	(卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	その他資格等	
過去5年間の同種業務の実務経験	<b>【過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)		
現在の手持ち業務 (契約金額500万円以上)	<b>【現在の管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務】</b> (履行期限) (業務名) (担当職務) (発注者)		

- 【注】 1. 「実務経験年数」は、当該業務と同種の業務（案件ごとに入札説明書等で定義する業務）の実務経験年数を記載すること。
2. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
3. 「その他資格等」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCCM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
4. 同種業務の実績の記載にあたっては、処理方式等を明記すること。（処理場の場合…処理方式、ポンプ場の場合…汚水・雨水・合流式の別、管渠の場合…工法等、計画設計業務の場合…汚水・雨水・合流式の別）
5. 「過去5年間の同種業務の実務経験」は、すべて（9件を限度）記載すること。
6. 「現在の手持ち業務」は、提出日現在の契約金額500万円以上の業務についてすべて記載すること。
7. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

## (2) 担当技術者

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科)	実務経験年数	
	(卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門)	その他資格等	
	(選択科目)		
	(登録番号)		
	(登録年月日)		
過去の 実務経験	【3年以上の管理技術者、担当技術者又は照査技術者としての実務経験】 (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)		
過去 5年間の 同種業務 の実務経験	【過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実務経験】 (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)		
現在の 手持ち 業務 (契約金額500 万円以上)	【現在の管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務】 (履行期限) (業務名) (担当職務) (発注者)		
暫定担当技術 者として従事 した業務	【暫定担当技術者として従事した業務】 (年度) (業務名) (担当職種) (業務の種別)		

- 【注】
1. 入札説明書等に記載する必要職種について、担当技術者ごとに作成すること。
  2. 「実務経験年数」は、当該業務と同種の業務（案件ごとに入札説明書等で定義する業務）の実務経験年数を記載すること。
  3. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
  4. 「その他資格等」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCQM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
  5. 「過去の実務経験」は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、異なる年度で新しいものから順に3件（同一箇所でも可）記載すること。
  6. 「過去5年間の同種業務の実務経験」は、すべて（9件を限度）記載すること。
  7. 「現在の手持ち業務」は、公告文に記載してある主な担当技術者について求めるものとし、提出日現在の500万円以上の業務についてすべて記載すること。
  8. 「暫定担当技術者として従事した業務」は、暫定担当技術者であった者を担当技術者として配置する場合に記載すること。
  9. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

## (2)-2 暫定担当技術者

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科)	実務経験年数	
	(卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	その他資格等	
過去の実務経験	【3年以上の下水道事業若しくは下水道類似施設における設計、調査若しくは耐震診断のいずれかの業務に携わった経験を有する者】 (年度) (業務名) (担当職種) (発注者)		
J S 研修受講実績 (受講した年度を含む3年以内に限る)	【J S 研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース」の受講実績】 (年度) (修了職種)		
副担当者として従事した業務	【副担当者として3件以上従事した業務】 (年度) (業務名) (担当職種) (具体的な内容)		
暫定担当技術者として従事している業務	【現在、暫定担当技術者として従事している業務】 (年度) (業務名) (担当職種) (業務の種別)		

- 【注】
1. 入札説明書等に記載された必要職種のうち、配置しようとする担当技術者ごとに作成すること。
  2. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
  3. 「その他資格等」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCOM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
  4. 「過去の実務経験」は、同種業務について、異なる個所で新しいものから順に3件以上記載すること。
  5. J S 研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース（土木、建築、機械、電気）」において、修了した職種の修了証書（写）を添付すること。
  6. 「副担当者として従事した業務」に記載する業務は、当該担当職種の担当技術者の成績評定点が60点以上であるものに限る。
  7. 「副担当者として従事した業務」に記載された業務について、担当業務に関する重要な打合せ（受注者、J S 及び委託団体との3者による協議等）に係る議事録（写）をすべて添付すること。
  8. 「(具体的な内容)」は、副担当者として従事した者の担当業務における業務内容について記載すること。
  9. 「(業務の種別)」は、計画設計業務、処理場若しくはポンプ場の実施設設計、処理場若しくはポンプ場の長寿命化業務又は処理場若しくはポンプ場の耐震診断業務のうち該当するものを記載すること。
  10. 用紙は日本産業規格A4判紙とする。

業務名	
会社名	

## (2)-3 副担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科)	実務経験年数	
	(卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	その他資格等	
過去の 実務経験	【3年以上の下水道事業若しくは下水道類似施設における設計、調査若しくは耐震診断のいずれかの業務に携わった経験を有する者】 (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)		
J S 研修 受講実績 (受講した 年度を含む 3年以内に 限る)	【J S 研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース」の受講実績】 (年度) (修了職種)		

- 【注】
1. 入札説明書等に記載された必要職種について、担当技術者ごとに作成すること。
  2. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
  3. 「その他資格等」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））以外の技術部門、一級建築士、下水道技術検定、RCCM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
  4. 「過去の実務経験」は、異なる年度で新しいものから順に3件（同一箇所でも可）記載すること。
  5. J S 研修「民間研修コンサルタント担当技術者養成コース（土木、建築、機械、電気）」において、修了した職種の修了証書（写）を添付すること。
  6. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

業務名	
会社名	

## (3) 照査技術者

氏名		生年月日	
所属・役職		専門分野(職種)	
学歴	(学校・学科)	実務経験年数	
	(卒業年月日)	職歴	
技術士資格	(技術部門) (選択科目) (登録番号) (登録年月日)	その他資格等	
過去の 実務経験	<b>【7年以上の管理技術者、担当技術者又は照査技術者としての実務経験】</b> (年度) (業務名) (担当職務) (発注者)		

- 【注】
1. 入札説明書等に記載する必要職種について、照査技術者ごとに作成すること。
  2. 「実務経験年数」は、当該業務と同種の業務（案件ごとに入札説明書等で定義する業務）の実務経験年数を記載すること。
  3. 「技術士資格」は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道）について記載すること。
  4. 「その他資格等」は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCQM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。
  5. 「過去7年間の同種業務の実務経験」は、案件ごとに入札説明書等で定義する業務について、異なる年度で新しいものから順に7件（同一箇所でも可）記載すること。
  6. 用紙は日本産業規格A4判縦とする。

## 競争参加資格確認資料（別記様式1）記載上の留意事項

## I 競争参加資格確認資料全般についての留意事項

- 1 資料の右上に業務名と会社名を記載すること。業務名は案件ごとに入札説明書で指示する略称名称とすること。（例：〇〇市実施設計）
- 2 様式は例示であり、記載事項が多い場合は様式例を参考として適宜追加してよい。ただし、日本産業規格A4縦書きで作成すること。
- 3 「3 保有する技術者の同種業務の実務経験」、「4 過去10年間の同種業務の実績」及び「5 業務の実施体制」における配置予定の技術者の実務経験については、業務が完了し、引渡しが済んでいるものだけに限り記載すること。
- 4 実務経験、手持ち業務等の欄における業務名は、都道府県名及び市町村名がわかるよう記載すること。
- 5 ページ番号を振ること。

## II 技術資料記載上の留意事項

## 1 建設コンサルタント（下水道部門）の登録状況

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）における下水道部門の登録の状況を記載すること。（下水道部門以外の登録状況を記載しないこと。）

## 2 保有する技術者数の状況

専門分野（職種）は、「土木」、「建築」、「機械」、「電気」、「水質・その他」のいずれかに区分し、記載すること。

専門分野（職種）の分類は、学校卒業（修了）時の学科等によることを基本とするが、明確な資格がある場合（例：文科系学部の卒業者が一級建築士の資格を有している場合、土木学科の卒業生が電気管理技術者の資格を有している場合等）は、その資格からみて妥当と思われる専門分野（職種）を記載することができる。

技術士は、技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「下水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者をいい、各専門分野（職種）の技術者数の内数とすること。

一級建築士は、建築士法による一級建築士の免許を受けた者をいい、「建築」の専門分野（職種）の技術者数の内数とすること。

1人の技術者が2以上の専門分野（職種）に従事する場合は、主たる専門分野（職種）にのみ記載し、重複記載はしないこと。

## 3 保有する技術者の実務経験

必要とする専門分野（職種）ごと（土木・建築・機械・電気）に、7年以上の実務経験を有し、かつ、過去3年間に3箇所以上の実務経験を有する技術者を保有していなければならないことから、該当する技術者を記載すること。

特に、注意を要する事項は、以下のとおりである。

- ① 7年以上の実務経験及び過去3年間に3箇所以上の実務経験とは、管理技術者又は担当技

術者として従事した入札説明書等で定義する業務の実務経験をいい、補助者としての実務経験は含まない。

- ② 7年以上の実務経験は、新しいものから順に異なる年度で7件記載すること。

同一箇所における業務であっても履行期間が複数年度にわたる場合は、当該複数年度の実務経験とする。この場合その旨を明記すること。

現在勤務している会社での実務経験が7年に満たない場合であっても、以前に勤務した会社の実務経験を含めることも可能である。この場合、どの会社においての実務経験であるかを明記すること。

- ③ 過去3年間に3箇所以上の実務経験は、新しいものから順に3件記載すること。過去3年間とは前年度までの3年間をいう。(平成29年度の場合は、平成26年度から平成28年度までの実務経験をいう。)

過去3年以内の業務であれば同一年度で2件又は3件記載してもよいが、必ず異なる箇所における業務を記載すること。以下のケースでは、( )内の取扱いとなる。

- a) 同一箇所の実施設業務を2年間担当し、それを2箇所として記載

( → 複数年度担当していても、同一箇所のため1箇所として取り扱う。)

- b) 同一人が、機械担当技術者として2箇所、電気担当技術者として1箇所の合計で3箇所として記載

( → 今回担当する専門分野(職種)における箇所のみ実務経験として取り扱う。つまり、専門分野(職種)ごとに3箇所以上の実務経験が必要である。)

#### 4 過去10年間の同種業務の実績

過去10年間に、案件ごとに入札説明書等で定義する同種業務の実績を有していなければならないことから、該当する実績をすべて(9件を限度)記載すること。過去10年間とは前年度までの10年間をいう。(平成29年度の場合は、平成19年度から平成28年度までの実績をいう。)ただし、会社としてこの実績がない場合であっても、配置予定の管理技術者が管理技術者としてこの実務経験を有する場合は、会社として実績があるものとみなす。

#### 5 業務の実施体制

配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、以下の条件に該当する者でなければならない。ただし、照査技術者は管理技術者を、管理技術者は担当技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることができない。

「過去5年間の同種業務の実務経験」及び「現在の手持ち業務」は、すべて記載すること。(ただし、「過去5年間の同種業務の実務経験」については9件を限度とする。)

- ①管理技術者は、技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とする者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道一般及び下水道」とするものに限る。))。以下同じ。)の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、入札説明書等で定義する業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が前年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち、成績評定点が60点未満の業務がないこと。

- ② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。

ア) 技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年

以上の入札説明書等で定義する業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者（建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の入札説明書等で定義する業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）に係る実務経験を有する者）であり、かつ過去5年間に管理技術者又は担当技術者として、入札説明書等で定義する業務（ただし、試験研究に関する調査を除く。）の実務経験を有する者であること。  
イ) 入札説明書別紙により副担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。

③照査技術者は、必要とする専門分野（職種）ごとに、技術士の資格を有する者又は7年以上の入札説明書等で定義する業務の実務経験を有する者（建築の専門分野（職種）にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ7年以上の実務経験を有する者）であること。

④管理技術者及び主な担当技術者については、管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務（契約金額500万円以上）が、提出日現在で10件以下であること。ただし、主な担当技術者とは公告文2（7）⑤に掲載してある職種を担当する者をいう。

⑤記載にあたり注意を要する事項は、以下のとおりである。

a) 学歴欄は、専攻学科名、卒業（修了）又は中退の別まで必ず記載すること。

b) 職歴欄は、入社、退社について年月日、会社名を記載すること。

c) 技術士資格欄は、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）について記載すること。技術部門、選択科目等が記載されていない場合は、資格を有する者と認めない。

d) その他資格等欄は、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道）以外の技術部門）、一級建築士、下水道技術検定、RCCM（下水道部門）、建築設備士、測量士、地質調査技士等を記載すること。級や種別等がある場合については、必ずその区分を明記すること。記載がない場合は当該資格を有する者と認めない。

配置予定技術者の実務経験の実績が現在所属の会社での実績でない場合は必ず当時所属の会社名（出向の場合も同様とする。）を業務件名の下に明記すること。（実績として認めるのは、元請のみ。再委託などは実績として認めない。）

別記様式2

## 入札書添付用書類

件名

---

開札日時      年 月 日      時 分

---

会社名

---

## 別紙4

## 【入札公告の訂正の記載例】

## 入札公告（業務案件）の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

〇〇年〇月〇日  
日本下水道事業団 契約職  
〇日本支社長 〇〇〇〇

- 1 公告日 〇〇年〇月〇日
- 2 業務名 〇〇〇〇業務委託
- 3 訂正内容

3(5)中「②日時 〇年〇月〇日 (〇) 午前 (午後) 〇時〇分」を「②日時 △年△月△日 (△) 午前 (午後) △時△分」に訂正する。